

ずし男女平等参画プラン 2030(案)

自分らしく生きることができるまちをめざして

令和5年3月

逗子市

〈目次〉

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨	3
2 プランの背景	4
3 プランの位置付け	5
4 プランの期間	6

第2章 めざす社会と基本目標

1 めざす社会と基本目標	9
2 施策の体系	10

第3章 計画の具体的な取組

基本目標Ⅰ 男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進に向けた意識づくり	13
1 男女平等、多様性尊重のための意識づくり	13
2 男女平等、多様性尊重に向けた教育の推進	14
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女平等参画の促進	15
1 政策、方針決定の場への女性の参画促進	15
2 地域活動、社会活動における男女平等参画の促進	15
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるまちづくり	16
1 多様性に配慮したまちづくり	16
2 障がい者、生活困窮者への支援	17
3 子育てへの支援	17
4 生涯を通じた心身の健康づくり	17
基本目標Ⅳ 誰もが活躍できるまちづくり	18
1 雇用における男女平等の実現	18
2 女性が活躍する環境づくり	19
3 ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発	19
基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶	20
1 あらゆる暴力の根絶に向けた取組	20
2 DV 被害者の安全確保	21
3 相談体制の充実	21

第4章 男女平等参画及び多様性尊重の推進

1 プランの推進体制	25
2 プランの数値目標	26
3 苦情等への対応	27

資料

資料1 男女共同参画社会基本法	31
資料2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	35
資料3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	43
資料4 逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例	52
資料5 ずし男女共同参画プラン推進会議名簿	54

第 1 章 プランの策定にあたって

- 1 プラン策定の趣旨
- 2 プランの背景
- 3 プランの位置付け
- 4 プランの期間

1 プラン策定の趣旨

本市では、これまで男女平等参画社会の実現に向けて、「ずし女性プラン」を1996年(平成8年)に初めて策定して以降、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、性別による役割分担意識とそれに基づく社会制度や慣行は根強く存在しており、特に政治経済分野の意思決定において女性の参画は少なく、また、共働きが増加する中でも、家庭での家事、育児、介護は、未だ女性に多く偏っています。世界経済フォーラム(World Economic Forum:WEF)が2022年(令和4年)に公表した、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数において、日本は146か国中116位と先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となっており、より一層の取組が必要です。

また、女性に対する暴力は依然として存在しており、2012年(平成24年)に市内で発生したストーカーによる事件を忘れることなく、二度とこのような事件を生まないようDVなどあらゆる暴力の根絶に向け取り組んでいかなければなりません。さらに本市では、2020年度(令和2年度)から逗子市パートナーシップ宣誓制度を開始していますが、性的指向、性自認等を理由とする差別や偏見などの課題があり、その解消に向け取り組む必要があります。

こうした社会情勢の変化に対応し、男女平等参画及び多様性を尊重する社会をさらに推進するため、本市では2022年(令和4年)10月1日に「逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を制定しました。この条例では、男女平等参画の基本理念や性別等による差別的取扱いの禁止、性的少数者の権利擁護などを定めています。本市ではこれまでの取組において男女共同参画という表記を使用していましたが、男女共同参画という表記には、どちらかの性が補助的に関わるということが容認されるという誤解を生むおそれがあることから、偏りをなくし、男女間における平等な参画を目指すため、男女平等参画という表記を用いることとしました。

この条例第9条に定める計画として、2022年度(令和4年度)で期間満了を迎える「ずし男女共同参画プラン2022」に代わり、2023年度(令和5年度)を始期とする「ずし男女平等参画プラン2030」を策定します。

すべての人が、性別による役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるよう男女平等参画及び多様性を尊重する社会の実現に向けて、取り組んでいきます。

2 プランの背景

世界では、国際連合が1975年(昭和50年)を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで第1回世界女性会議である国際婦人年世界会議を開催し、「世界行動計画」を採択しました。1979年(昭和54年)には、国際連合の総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を採択し、国も1985年(昭和60年)にこの条約を批准しています。1995年(平成7年)には北京で開催された第4回世界女性会議において「北京宣言及び行動要領」を採択し、2011年(平成23年)には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)が発足しました。

そして2015年(平成27年)国際連合サミットにおいて、2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指すため、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓って、SDGs(持続可能な開発目標)が国際目標として掲げられました。17ある目標の中で「5 ジェンダー平等を実現しよう」が明記され、ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行うことが目標となっています。

国は1977年(昭和52年)に「国内行動計画」を策定して以降、1987年(昭和62年)「西暦2000年(平成12年)に向けての新国内行動計画」策定、1996年(平成8年)「男女共同参画2000年プラン」策定、1999年(平成11年)「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、翌年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後計画は5年毎に見直しが行われており、2020年(令和2年)には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、国際社会における取組と連動しながら様々な取組を進めています。

3 プランの位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として位置付けるとともに、「逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」第9条第1項に定める計画でもあります。

また、基本目標Ⅳについては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画として、基本目標Ⅴについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けています。

【参考】

男女共同参画社会基本法(抜粋)

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例(抜粋)

(推進計画)

第9条 市は、男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(抜粋)

(都道府県推進計画等)

第6条

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

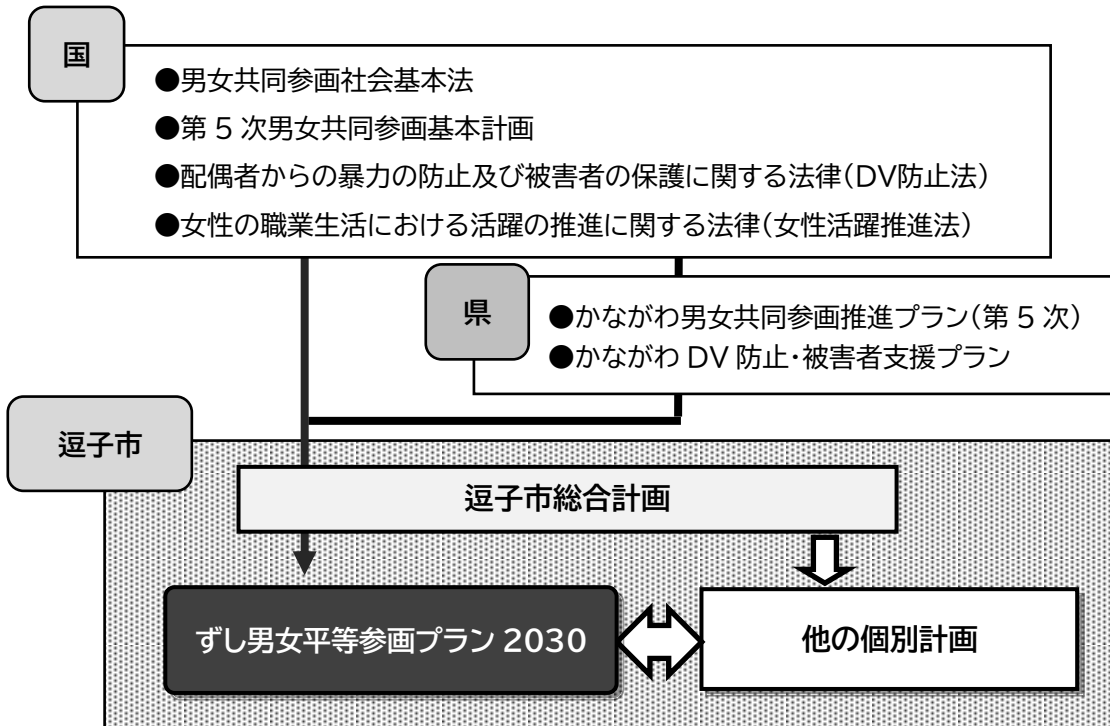
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抜粋)

(都道府県基本計画等)

第2条の3

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

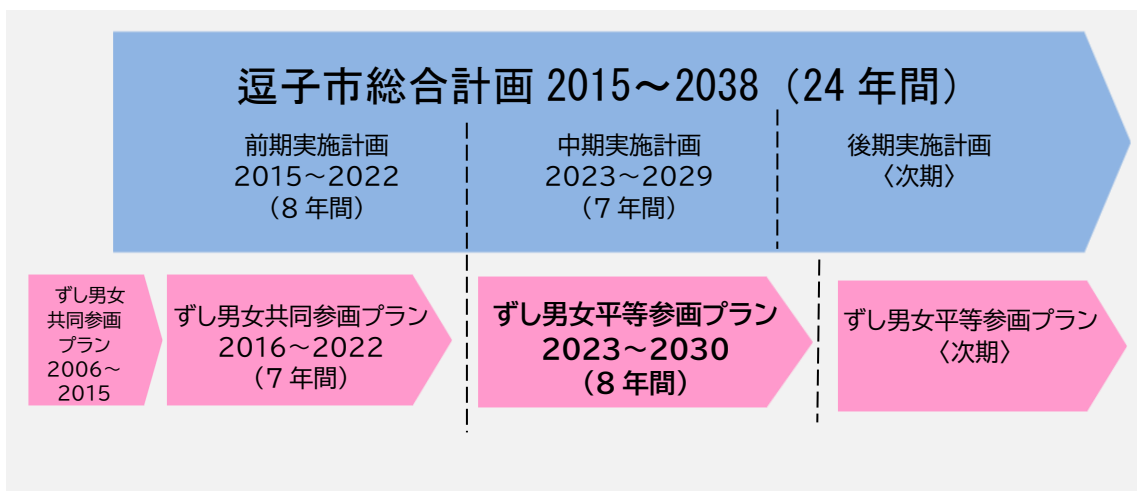
◆ 国及び県の男女共同参画計画との関係



4 プランの期間

この計画の期間は、2023年度(令和5年度)から2030年度(令和12年度)までの8年間です。計画期間中においても、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しを行います。

また、「逗子市総合計画(基本構想)」(2015～2038年度)は、様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるための本市の上位計画です。計画期間が24年間と長期にわたるため、次期の実施計画の策定に合わせて見直すこととします。



第2章 めざす社会と基本目標

- 1 めざす社会と基本目標
- 2 施策の体系

1 めざす社会と基本目標

本市が取り組む方向は、逗子市総合計画に掲げられた「誰もが尊重され、自由で平等なまち」の実現です。これを踏まえて本プランでは、家庭や地域、職場等において、一人ひとりがその個性及び能力を発揮し、多様性を認め合い、自らの意思により多様な生き方の選択が可能な社会の実現を目指します。

性別等、年齢、障がいの有無又は国籍など、それぞれの違いや共通点を認め合い、誰もが孤立せず、自分らしく生きることができるよう本計画の目指す社会の実現に向け、5つの基本目標を掲げます。

《本プランのめざす社会》

男女が平等で 多様性を認め合い
一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会

《基本目標》

- I 男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進に向けた意識づくり
- II あらゆる分野への男女平等参画の促進
- III 誰もが安心して暮らせるまちづくり
- IV 誰もが活躍できるまちづくり
- V あらゆる暴力の根絶

2 施策の体系

基本目標	施策の方向	主要な施策	
I 男女平等参画 及び多様性を 尊重する社会 の推進に向け た意識づくり	1 男女平等、多様性尊重の ための意識づくり	男女平等、多様性尊重の意識を高めるための啓発	
		行政刊行物等における適切な表現	
		市職員への研修	
		多様な性への理解	
	2 男女平等、多様性尊重に 向けた教育の推進	人権教育の推進	
		多様な性を尊重する意識を育てる教育の推進	
教職員への研修			
II あらゆる分野 への男女平等 参画の促進	1 政策、方針決定の場への 女性の参画促進	審議会等への女性の参加促進	
		女性管理職の登用	
	2 地域活動、社会活動にお ける男女平等参画の促進	自治会等の方針決定の場への女性の登用	
		家庭内における男女平等参画の促進	
III 誰もが安心し て暮らせるま ちづくり	1 多様性に配慮したまちづ くり	防災の分野における多様性の推進	
		多様性尊重の視点に立った災害時の対応	
		多様な性への理解	
	2 障がい者、生活困窮者へ の支援	女性の経済的自立への支援	
		地域生活支援拠点等の整備	
	3 子育てへの支援	父親と母親がともにする子育てのための啓発	
		子育て施設の父親の利用	
	4 生涯を通じた心身の健康 づくり	女性の健康寿命を延ばすための介護予防事業	
		生涯を通じた女性の健康支援	
		発達段階に応じた性教育の推進	
	IV 誰もが活躍で きるまちづくり	1 雇用における男女平等の 実現	雇用における男女平等の推進
			市職員の男女平等の推進
職場におけるあらゆる性差別解消の促進			
労働条件の改善に対する支援			
2 女性が活躍する環境づく り		就業、再就職への支援	
		女性の起業への支援	
3 ワーク・ライフ・バランス の普及、啓発		育児、介護、看護休業取得の促進	
		育児休業取得の推進	
		様々な地域活動における参加機会の充実	
V あらゆる暴力 の根絶	1 あらゆる暴力の根絶に向 けた取組	あらゆる暴力を防止するための啓発と情報提供	
		ハラスメント防止のための啓発	
	2 DV 被害者の安全確保	DV 被害者等の早期発見に向けた連携	
		DV 被害者等緊急一時保護施設の確保と一時保護支援	
		DV 被害者等の個人情報の保護	
	3 相談体制の充実	女性相談事業の充実	
		男性 DV 相談、性的少数者に関する相談	

第3章 計画の具体的な取組

- 1 基本目標Ⅰ 男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進に向けた意識づくり
- 2 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女平等参画の促進
- 3 基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるまちづくり
- 4 基本目標Ⅳ 誰もが活躍できるまちづくり
- 5 基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶

基本目標 I

男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進に向けた意識づくり

男女平等参画及び多様性を尊重する社会を実現するためには、一人ひとりが、性別による役割分担意識にとらわれることなく、性別等、年齢、障がいの有無又は国籍などそれぞれの違いや共通点を認め合い、他者を尊重する意識を持つことが重要です。これまでは男女に分かれ、異性を好きになることが当たり前のよう認識されてきましたが、そもそも性自認や性的指向は男女だけではなく様々なものや組み合わせなどがあり、とても複雑です。

男らしさ、女らしさというイメージのように、自分では気づかない無意識の思い込みは、とりわけ性別による役割分担意識に多く見られ、生活の中のあらゆる場面に存在しています。長い年月をかけて形成された無意識の思い込みをなくすことは容易ではありませんが、解消することはすべての人にとって暮らしやすい社会につながります。

国際化が進む中、人権を尊重する意識を持つためには、一人ひとりが国際情勢や文化的背景を学び、理解を深めることが重要です。一人ひとりの個性を大切に、それぞれの違いを認め合い、固定観念にとらわれない意識づくりを目指し、啓発活動などの取組を行っていきます。

また、性別にとらわれない意識を自然と身に付けるためには、幼い頃からの教育や生活の在り方に大きく影響されるため、幼少期からの教育が重要です。周囲の考えや言動の影響により固定観念にとらわれることがないよう、子ども達が性別にとらわれず個性と能力を発揮するため、男女平等及び多様性を尊重する人権教育を行っていきます。

(1) 男女平等、多様性尊重のための意識づくり

	具体的施策	内容	担当課
1	男女平等、多様性尊重の意識を高めるための啓発	講座や研修などを開催し、あらゆる分野において男女平等や性自認、性的指向により差別されることのない多様性尊重の社会を目指し、意識を高めるための様々な人権啓発活動を行います。	市民協働課 社会教育課 関係各課
2	行政刊行物等における適切な表現	市から情報発信する刊行物、ホームページ、ちらし、パンフレット等において、男女平等参画の視点から適切な表現への配慮に努めます。	全課
3	市職員への研修	市職員に対して、男女平等、多様性を尊重する意識を高め、理解促進のための研修を行います。	職員課 市民協働課 障がい福祉課
4	多様な性への理解	男女という枠組みが前提の考え方(性別二元論)にとらわれないよう、多様な性への理解を深める取組を行います。	市民協働課

(2)男女平等、多様性尊重に向けた教育の推進

	具体的施策	内容	担当課
5	人権教育の推進	児童、生徒に性別にとらわれない男女平等や多様性尊重に向けた人権教育を推進します。また、幼少期から意識啓発を行います。	学校教育課 社会教育課
6	多様な性を尊重する意識を育てる教育の推進	多様な性を理解するための意識啓発を図るとともに、多様な性を尊重する意識を育てる教育に努めます。	学校教育課
7	教職員への研修	性別にとらわれない個人の人権を基盤にした人権教育のための研修を行い、教職員の男女平等及び多様性尊重意識の啓発に努めます。	学校教育課

基本目標Ⅱ

あらゆる分野への男女平等参画の促進

物事の方針を決める場面で、様々な立場の人が意見を表明できることは、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。あらゆる分野へ男女平等参画を進めることにより、新たな視点や発想、多様なニーズを反映した政策、方針をつくり出すことができます。

これまでも本市では、各分野において女性の参画を推進してきましたが、審議会等への女性登用率や市職員の女性管理職の比率等目標に達していない状況にあります。地域活動には多くの女性が参加している一方で、自治会、町内会などの会長職には男性が就くことが多く、女性は補助的役割に就く傾向があることも課題です。

女性の社会進出が以前より増え共働きが増加する中、家庭内においては、未だ家事、育児、介護などが女性に多く偏る傾向があります。夫婦やパートナー等が協力して家庭生活を支えるという意識を持ち、実践できるよう家庭内における男女平等を目指し推進を図ります。

(1)政策、方針決定の場への女性の参画促進

	具体的施策	内容	担当課
8	審議会等への女性の参加促進	市が設置する審議会等への女性委員登用を積極的に推進します。また、定期的に登用状況について調査します。	全課 市民協働課
9	市女性職員の管理職の登用	女性管理職の確保を念頭においた人材育成を行い、女性管理職の登用を推進します。	職員課

(2)地域活動、社会活動における男女平等参画の促進

	具体的施策	内容	担当課
10	自治会等の方針決定の場への女性の登用	住民自治協議会や自治会、町内会等の方針決定の場への女性の積極的登用を促進します。	市民協働課
11	家庭内における男女平等参画の促進	家庭内における家事、育児、介護などへの男女平等参画を推進します。	市民協働課
		家事、育児、介護、就労体験などの体験的な学習活動の中で、性別による役割分担意識にとらわれない学習を推進します。	学校教育課

基本目標Ⅲ

誰もが安心して暮らせるまちづくり

誰もが安心して暮らせるまちにするためには、性別や性的指向、性自認、年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが孤立せず、自分らしく生きることができるまちにしなければなりません。性的指向、性自認に関することや障がい等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあるため、より細やかな支援が必要です。また、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

女性を取り巻く環境については、女性の社会参加が進んではいるものの、非正規雇用者は女性の割合が高く、女性は男性と比較して貧困等生活の困難に陥りやすい傾向にあるため、経済的自立への支援を行うとともに、育児等によって社会参加の機会が奪われることの無いよう、子育てにおいては父親が育児へ主体的に関わることを推進し、仕事が忙しい中でも両親が協力し合って育児ができるよう、環境の整備を行います。

また、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する正しい知識の普及に努め、若年者に対しては発達段階に応じた性教育を推進するなど、性差による特性に配慮しつつ、すべての人が生涯を通じて心身ともに健康でいられるように支援します。

(1) 多様性に配慮したまちづくり

	具体的施策	内容	担当課
12	防災の分野における多様性の推進	防災分野において、多様性の視点を取り入れます。	防災安全課
13	多様性尊重の視点に立った災害時の対応	避難所における多様な性や男女の違いに配慮した災害備蓄品や環境等の整備を行い、運用において配慮をします。	防災安全課
14	多様な性への理解	パートナーシップ宣誓制度の周知をし、制度の改善や利用拡大を図ります。	市民協働課
		アンケートや申請書等から不要な性別欄を削除したり、統計調査の質問項目から削除したりすることなどを検討します。	全課

(2)障がい者、生活困窮者への支援

	具体的施策	内容	担当課
15	女性の経済的自立への支援	非正規雇用者は女性の割合が高く、社会情勢などによる影響を受けて経済的に困窮することは男性より女性に多い傾向があるため、女性の経済的自立への支援を行います。	社会福祉課
16	地域生活支援拠点等の整備	障がい者等の重度化、高齢化や、「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を備えた場所(拠点)を整備します。障がい者等の介護を行う家族等の病気や事故など「もしも」の緊急時に備えて関係機関が協力し、その生活を地域全体で支える仕組みをつくり、今の地域に安心して住み続けることができるよう、将来に対する不安の解消に努めます。	障がい福祉課

(3)子育てへの支援

	具体的施策	内容	担当課
17	父親と母親がともにする子育てのための啓発	家族形態や就労状況によらず育児情報が得られやすいことを目指し、オンラインでの子育て情報の発信に努めます。	子育て支援課
		性別役割分担意識により母親に偏りがちな育児について、父親の育児時間の増加を促進します。	子育て支援課
18	子育て施設の父親の利用	父親が育児に関わる機会が増えるよう子育て施設の父親の利用向上を目指します。	子育て支援課

(4)生涯を通じた心身の健康づくり

	具体的施策	内容	担当課
19	女性の健康寿命を延ばすための介護予防事業	要支援、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者(元気高齢者)の割合を増やすためには、高齢者全体の健康寿命の延伸が必要です。平均寿命が健康寿命であるとは限らず、日常生活に制限が生じる不健康な期間が男性より女性の方が長いことから、不健康な期間を短縮する取組として介護予防事業を行うにあたり、高齢女性の特性に十分配慮した取組を行います。	社会福祉課
20	生涯を通じた女性の健康支援	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する正しい知識の普及に努めるとともに、生涯を通じて適切な健康づくりができるよう、相談体制の整備等を行います。	子育て支援課
21	発達段階に応じた性教育の推進	性について正しい知識を持ち理解を深めるため、子どもの発達段階に応じた性教育の推進に努めます。	学校教育課 保育課

基本目標Ⅳ

誰もが活躍できるまちづくり

性別等にかかわらず誰もが能力を発揮できる社会を目指すことは、経済社会の持続可能な発展や社会全体の活性化という視点からも重要です。少子高齢化に伴い将来の労働力不足が懸念されており、女性をはじめあらゆる人が活躍できる社会の実現は、人手不足の解消や優秀な人材の確保につながります。性別等によって就職や昇進の機会が奪われることのないよう、市内の雇用の男女平等や市職員の男女平等を推進し、就職後も妊娠や出産、育児、介護等によって職場で不当な扱いを受けたり、離職せざるを得ない状況となったりすることを防ぐため、職場における性差別の解消の啓発や各種支援制度等の情報提供を行います。

また、出産や育児等を理由に仕事を離れたあと再就職を望んでいるにも関わらず、思うように復帰できない状況にある女性が多いことが分かっています。結婚や出産、育児、介護など様々な理由で退職した女性の再就職支援や、女性の起業支援を実施し、それぞれのライフスタイルに合わせた働き方ができる環境づくりを行います。

誰もがワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事や家庭、地域活動で充実した生活を送れるよう、育児休業等の制度の普及や取得の促進、様々な地域活動の参加機会の提供等で支援していきます。

(1)雇用における男女平等の実現

	具体的施策	内容	担当課
22	雇用における男女平等の推進	性別等にかかわらず募集、採用がされるなど、雇用の分野における男女平等を推進します。	経済観光課
23	市職員の男女平等の推進	市職員の採用、昇進等は性別等にかかわらず能力によって行い、誰もが活躍できる職場づくりを推進します。	職員課
24	職場におけるあらゆる性差別解消の促進	職場における性差別の解消を進めるよう事業者への啓発を行います。	経済観光課
25	労働条件の改善に対する支援	事業者に対し、労働関連法令及び各種支援制度等を周知し、労働者の適切な処遇や労働条件の向上に向けた情報提供に努めます。	経済観光課

(2)女性が活躍する環境づくり

	具体的施策	内容	担当課
26	就業、再就職への支援	情報の収集や提供を行い、女性の就業、再就職に対し支援を行います。	経済観光課
27	女性の起業への支援	創業支援セミナーを開催し、女性の起業に対し支援を行います。	経済観光課

(3)ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発

	具体的施策	内容	担当課
28	育児、介護、看護休業取得の促進	ワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、育児、介護、看護休業制度について普及を図ります。	市民協働課
29	育児休業取得の推進	市の男性職員の1ヶ月間を超える育児休業の取得を推進します。	職員課
30	様々な地域活動における参加機会の充実	誰もが等しくスポーツや地域活動、ボランティアに参加できるよう、参加の機会を提供します。	市民協働課 文化スポーツ課

基本目標V

あらゆる暴力の根絶

DV等の暴力は重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。内閣府による「男女間における暴力に関する調査(令和2年度)」では女性の4人に1人は配偶者からの暴力を受けたことがあるという結果が出ており、女性への暴力防止と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女平等参画社会を形成していくうえで重要な課題です。あらゆる暴力の根絶のため、若年者向けデートDV予防講座やハラスメント防止のための研修等をはじめとした、暴力を容認しない社会環境の整備を推進し、被害者の早期発見及び包括的な支援を関係機関や関係課と連携を図りながら行います。特にDV被害者等の個人情報の管理については情報の管理を徹底し、被害者の安全を確保します。

また、配偶者等からの暴力は家庭内で行われるため周囲に気づかれにくく、被害者も暴力を受けていることを周りに知られたくないという思いから相談できずに潜在化しやすい特徴があります。相談者も女性だけでなく、男性や性的少数者など、それぞれのニーズに対応できる環境に整えなければなりません。被害者が安心して早期に相談を受けられるよう、相談窓口の周知に努めるとともに、相談に関わる職員の資質向上を図ります。

注)DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又は過去に親密な関係にあった者の間における暴力のことをいいます。恋人間でおこるデートDVもドメスティック・バイオレンスの一形態と言われています。暴力には、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、暴言、威嚇などの精神的暴力、友人との交際を制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望んでいない性行為を強要するなどの性的暴力を含みます。

(1)あらゆる暴力の根絶に向けた取組

	具体的施策	内容	担当課
31	あらゆる暴力を根絶するための啓発と情報提供	DVなどの暴力の根絶に向けた啓発活動や情報提供を行います。また、当事者ばかりでなく地域や関係機関の適切な対応が行われるよう支援します。	市民協働課
32	ハラスメント防止のための啓発	ハラスメントを防止するため、情報提供や周知、啓発、研修を実施します。	市民協働課 職員課

(2)DV 被害者の安全確保

	具体的施策	内容	担当課
33	DV 被害者等の早期発見に向けた連携	配偶者、パートナーからの暴力(DV)や幼児、児童虐待の実態など、関係機関及び担当課との連携を図り、被害の早期発見に努めます。	市民協働課 子育て支援課
34	DV 被害者等緊急一時保護施設の確保と一時保護支援	DV 被害者等緊急に保護を必要とする女性等に対し、保護施設を確保し、一時的に宿泊施設等に保護するための支援をします。	市民協働課
35	DV 被害者等の個人情報の保護	住民基本台帳事務における支援措置(住民票の閲覧制限等)を行うときは、情報の管理を徹底し、被害者の安全を確保します。	関係各課

(3)相談体制の充実

	具体的施策	内容	担当課
36	女性相談事業の充実	女性相談窓口を周知し、各部署や関係機関と連携を図ります。また、女性相談員の資質の向上とともに、適切な対応に努めます。	市民協働課
37	男性 DV 相談、性的少数者に関する相談	男性の DV 相談や性的少数者に関する相談窓口等の情報の提供に努めます。	市民協働課

第4章 男女平等参画及び多様性尊重の推進

- 1 プランの推進体制
- 2 プランの数値目標
- 3 苦情等への対応

1 プランの推進体制

男女平等参画及び多様性を尊重する社会の実現を目指し、総合的かつ効果的な計画の推進に取り組みます。

(1) ずし男女平等参画プラン推進会議

公募市民や団体からの推薦者、男女平等参画に広く見識を持つ有識者などをメンバーとした「ずし男女平等参画プラン推進会議」を開催し、計画の進行状況や、男女平等参画にかかわる事項の協議を行います。

(2) 逗子市男女平等参画連絡調整会議

各施策について、総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係各課から成る「逗子市男女平等参画連絡調整会議」を開催します。ずし男女平等参画プラン推進会議との意見交換や関係各課との連絡調整、情報の共有を行い、男女共同参画社会基本法第15条に規定する男女共同参画社会形成への「配慮義務」を中心的に担う機関と位置付けます。

(3) 関係機関との連携

様々な分野において、市民、事業者、団体、その他関係機関等と関わりがあることから、家庭、職場、地域など、それぞれの立場で男女平等参画及び多様性の尊重に対する理解を深め、連携、協働により取り組んでいきます。また、必要に応じて、国や県に要望、要請を行い、連携を図ります。

(4) 進行管理

毎年度の実施状況について担当課が自己評価を行った上で、ずし男女平等参画プラン推進会議から意見を聴取します。これらをまとめた報告書を作成し、ホームページ等において公表します。

2 プランの数値目標

基本目標Ⅰ

	項目	現状値(現状値調査年度)	目標(2030年度)
1	市民意識調査の結果において「平等」と感じる市民の割合が50%を超えている。*1	15.8% (2021年度)	50% (2029年度)
2	市民意識調査の結果において「男は仕事、女は家庭」に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答える市民の割合が20%以下になっている。*2	26.70% (2020年度)	20%

基本目標Ⅱ

	項目	現状値	目標(2030年度)
3	審議会等へ参加する女性の割合が40%を超えている。	28.70% (2020年度)	40%
4	自治会、地域団体等の女性役員、リーダーの割合が40%を超えている。	22.08% (2020年度)	40%
5	管理職の女性の割合が30%を超えている。	14.50% (2020年度)	30%

基本目標Ⅲ

	項目	現状値	目標(2030年度)
6	市民意識調査の結果において「父母ともに主に子育てを行っている」と回答する人の割合が100%になっている。*3	57.0% (2019年度)	100%
7	子育て支援センターにおける「お父さんの日」の来場者数を、年間150人以上にする。	未把握	150人
8	子育て支援センターに来場する保護者のうち、30%以上が父親になっている。	未把握	30%
9	市民意識調査の結果において「LGBTQ等の性的少数者について、言葉と意味を両方知っている」と回答する人の割合が80%を超えている。*4	62.40% (2020年度)	80%

基本目標Ⅳ

	項目	現状値	目標(2030年度)
10	市男性職員の1ヶ月間を超える育児休業取得率が30%を超えている。	18.2% (2020年度)	30%
11	創業支援セミナー参加者のうち、女性の割合が50%を超えている。	50.96% (2021年度)	50%

基本目標Ⅴ

	項目	現状値	目標(2030年度)
12	DVを受ける人を減らす。	7.1% (2020年度)	7.1%未満

- *1 「返子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。(毎年度実施予定)
- *2 「男女平等参画社会に関する市民意識・実態調査」の結果に基づく。(次回は令和 7 年度実施予定であり、以後 5 年ごとに調査予定)
- *3 「返子市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うアンケート調査(未就学児調査)」の結果に基づく。(次回は令和 5 年度に実施予定であり、以降5年ごとに調査予定)
- *4 「男女平等参画社会に関する市民意識・実態調査」の結果に基づく。(次回は令和 7 年度実施予定であり、以後 5 年ごとに調査予定)

3 苦情等への対応

市は、性別等による差別的取扱いやその他の男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進を阻害する人権侵害について、苦情や相談があったときは、関係機関と連携し、解決に努めます。苦情や相談などの事案を処理するための第三者機関については、引き続き設置に向けた検討を行っていきます。